託送収益		「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。
	接続供給託送収益	一般送配電事業者又は配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。）、インバランスの供給に係る収益、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益並びに配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を受け取つた額（配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに一般送配電事業者から受け取つた額を含む。ただし、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益を含む場合はそれを除く。）に区分して整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	広域系統整備交付金	法第28条の40第１項第５号の２の規定により交付される交付金を整理する。

託送収益		「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。
	接続供給託送収益	一般送配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。）、インバランス、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の供給に係る収益に区分して整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴つて通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	［略］	［略］
	［新設］	［新設］

	災害等扶助交付金	法第28条の40第２項第１号の規定により交付される交付金を整理する。ただし、その交付額が重大なものを除く。
	供給促進交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条の２第２項に規定する供給促進交付金を整理する。
	系統設置交付金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第28条第１項に規定する系統設置交付金を整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第14表

電灯料及び電力料明細表

［略］

（記載注意）

１　特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に基づき販売したもののみ記載すること。

２・３　［略］

付表　［略］

第15表

託　送　収　益　明　細　表

年　月　日から

年　月　日まで

事業者名　　（単位　千円）

［略］	［略］
接続供給託送収益	
［略］	
賠償負担金の回収に係る収益 廃炉円滑化負担金の回収に係る収益	

	災害等扶助交付金	法第28条の40第２項の規定により交付される交付金を整理する。ただし、その交付額が重大なものを除く。
	［新設］	［新設］
	［新設］	［新設］
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

第14表

電灯料及び電力料明細表

［略］

（記載注意）

１　特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島供給約款に基づき販売したもののみ記載すること。

２・３　［略］

付表　［略］

第15表

託　送　収　益　明　細　表

年　月　日から

年　月　日まで

事業者名　　（単位　千円）

［略］	［略］
接続供給託送収益	
［略］	
賠償負担金相当金 廃炉円滑化負担金相当金	